

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

全国土木建築国民健康保険組合
関西健康管理センター
所長 藤井 達夫 様

入札参加者名
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者及び連絡先
(入札参加者の押印は、入札参加申請書に押印した印鑑)

⑨

当社は、全国土木建築国民健康保険組合 関西健康管理センター（以下「センター」という。）における競争入札に際し、センターより情報提供を受けるにあたり、下記事項に従うことを誓約いたします。

記

（機密情報の定義）

第 1 条 本入札において「機密情報」とは、センターの競争入札に関し、口頭・書面その他の開示方法を問わずセンターから開示される一切の情報とします。

（対象外の機密情報）

第 2 条 前条にかかわらず、次の情報に関しては、当社は本誓約書に定める義務を負わないものとします。

- (1) センターより開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- (2) センターより開示を受けた後に、当社の責によらず公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から、当社がセンターに対する秘密保持を負うことなく入手した情報

（機密情報の使用目的）

第 3 条 当社は、本件機密情報を本入札の目的のみに使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。

(機密保持義務)

第 4 条 当社は、本入札以外の目的で、センターから提供された機密情報を第三者に漏洩しないことはもちろん、第三者に開示し、又は第三者の利益のためにこれらを利用しません。また、自己の関係者が自己又は第三者の利益のために機密情報を利用しないよう万全の措置を講じます。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、当社は機密情報を開示できるものとします。

(1) 法令に基づき開示義務を負い、又は官公庁・裁判所・捜査当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合

(2) 弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士その他の専門家に対して、相談をする必要がある場合（ただし、当社はこれらの者に対して、本誓約書に定めるものと同等の機密保持義務を負わせるものとします。）

(機密情報の返還・破棄)

第 5 条 当社は、センターから請求があった時は、センターの指示に従い、直ちに機密情報を返還・破棄します。また、センターの指示に従わなかった場合において、当社は、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

(損害賠償)

第 6 条 当社が本誓約書各条項の規定に違反し、その他の第三者との間で紛争が発生したときは、当社が自己の責任及び費用をもってこれを解決し、また、センターに損害が発生したときは、当社がその一切を負担します。

(有効期間)

第 7 条 本誓約書の有効期間は無期限とします。

(協議)

第 8 条 本誓約書に定めのない事項、又は本誓約書に関し疑義が生じた事項については、センターと誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 9 条 本誓約書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は、本誓約書に関し、争いが生じた場合は、センターの本部（全国土木建築国民健康保険組合）を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

反社会的勢力排除に関する誓約書

令和 年 月 日

全国土木建築国民健康保険組合
関西健康管理センター
所長 藤井 達夫 様

入札参加者名

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑦

担当者及び連絡先

(入札参加者の押印は、入札参加申請書に押印した印鑑)

当社は、全国土木建築国民健康保険組合 関西健康管理センター(以下「センター」という。)との取引に伴い、反社会的勢力に該当しないことを表明し、下記のとおり誓約します。

なお、本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に当社との間で締結した一切の契約及び本誓約書提出以降に当社との間で締結する一切の契約について適用されることを了承します。

記

- 1 当社は、センターと締結する契約に際し、反社会的勢力に該当しないこと及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (5) その他、本項(1)から(4)に類する反社会的勢力との関係を有すること

2 当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他本項 (1) から (4) に準ずる行為

3 当社は、自らの全ての下請または再委託先業者（以下「関連業者」という。）が第 1 項に該当しないことを確約し、将来にわたっても関連業者が同項若しくは第 2 項各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

4 当社は、関連業者が、第 1 項に該当することまたは第 2 項各号に該当する行為を行ったことが契約締結後に判明した場合には、直ちに関連業者との契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとします。

5 当社が前各項に違反した場合は、センターが当社に何らの催告なしに直ちに契約を解除しても当社は意義を述べないことを確約します。

6 当社は、前 5 項により契約を解除された場合、センターに対して一切の損害賠償請求を行わないことを確約し、契約書で定められている違約金をセンターに支払うことを確約します。